

姫路市永年勤続議会議員表彰要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、姫路市表彰規則（平成9年姫路市表彰規則第34号）第3条第1号に該当するものとして市長が行う姫路市永年勤続議会議員表彰（以下「表彰」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（表彰の実施）

第2条 表彰は、議会議員としての在職期間が通算して10年に達した者に対し、表彰状を授与して行う。

2 前項の規定により表彰した者に対し、在職期間が通算して5年を経過するごとに表彰を行う。

（補足）

第3条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。